

令和3年10月14日

昇段級審議委員 各団体代表者 殿

公益財団法人 日本拳法会
会長 茂野直久
昇段級審議会議長 岩尾 勤

令和3年度 第4回昇段級試験の実施について

次の要領で標題の昇段級試験を行います。

今回も、感染防止対策としての体育館収容人員制限の関係上、開会式は行わず各段級ごとに集合し、審査終了後は直ちに退館していただきます。

また、選手・役員他、全入館者は入館時検温、別紙・「連絡先等確認用紙」の提出が必要です。

(検温 37度5分以上の方・「連絡先等確認用紙」未提出の方は入館をお断りしますのでご理解ください)

1. 日 時 令和3年12月5日(日)

受付時間 受験者全数が確定後、11月28又は29日にホームページに掲載します。

拳法会ホームページ <https://nipponkempo.or.jp>

郵送希望される団体は願書欄外にその旨記入して下さい。

※ 新型コロナウイルスの影響により密を避けるため、各段級ごとの集合となります。

受験段級・組別に点呼時間を設定しますので、間に合う様に準備してください。

※ 審査試合は「日本拳法 新型コロナ感染症対応限定 試合様式」に従うものとします。

尚、館内は全員マスク着用義務・出場選手は面の中に白色無地マスク(素材不問) 装着する事

競技連盟 HP 参照 (<https://kempo.or.jp/download/20200927covid-19rule.pdf>)

※ 当日、入場できるのは出場選手・各団体マネージャー・顧問、受験者が中学生の場合保護者の付き添いは可とします。

※ 2級受験者については、申込者分のテキストを送りますので各団体にて講習を実施して下さい

2. 場 所 **豊中市立 庄内体育館 電話 06-6331-7922**

豊中市野田町 4-1

阪急宝塚線 庄内駅下車 北へ徒歩約10分

3. 受験料 2級 2,000円(各団体にて実施ですが必要です)

実技・遠隔地受験者 4,000円

実技合格者で今回形審査のみ 2,000円

受験段級・形態にあわせて該当の金額を同封の郵便振替で払い込み、

申込用紙に必要な事項を漏らさず記入し、昇段級試験成績表と払込受領証(写)を添えて、

〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町 1-18-19 公益財団法人日本拳法会

(TEL06-4399-0011・FAX06-4399-0077) 宛

郵送で申し込んで下さい。郵便振替以外は受けません。

4. 申込期日 令和 3 年 **11 月 25 日(木)**までに必着のこと。

5. 書類審議
別紙参照。

書類審議願書が必要な団体は、(公財)日本拳法会 事務所に連絡下さい。

メール又は Fax でお送りします。

6. 注意事項

- 1) 試合には、公益財団法人日本拳法会制定の道衣、および、防具を必ず着装すること。
- 2) 申込期日以後の到着分については、理由の如何を問わず受理致しません。
- 3) **前回以前の允許料を未納している団体は、受験できません。**
- 4) 申込用紙が不足する場合は、コピーして記入して下さい。
- 5) 昇段級試験成績表は、申込時に必ず提出して下さい。
- 6) 当日、四段、五段、六段受験者で、試合成績が合格点に達した者は、形の審査を行います。これに代わる研修会に参加した者は、修了証のコピーを提出して下さい。
- 7) 昇段級試験成績表再発行申請書並びに、多回数申請等の用紙が必要な場合は、ホームページよりダウンロードして下さい。
成績表の再発行が必要な方は、再発行申請書に必要事項、過去の昇段試験の履歴を記入して下さい。その履歴を元に調査し成績表に記述します。
尚、履歴記入なき場合、以前の勝ち点は反映されません。
- 8) 多回数申請は、昇段審査から **10 日 (12 月 14 日迄)** 以内、日本拳法会事務局に到着分のみ今回の対象とし、以降に受理したものは次回日時での合格とします。
- 9) 当日の怪我については、応急処置のみとなるので、十分ご留意下さい。
- 10) 体育館の駐車場は、収容台数が限られていますので車でのご来場はご遠慮して下さい。

《書類審議並びに注意事項》

例年通り第4回昇段級試験は、書類審査も行います。

書類審査料は次の通りです。

3級・2級	3,000円
1級	5,000円
初段～三段	10,000円
四段～五段	15,000円
六段以上	20,000円

昇段級審議規程運用細則第6条該当者

四段～六段	50,000円
-------	---------

『注意事項』

1. 書類審査願書は、平成6年10月1日制定の日本拳法昇段級審議規程に基づいて検討し必ず審議委員が記入のうえ押印して提出すること。
2. 成績表カードを添付すること。
3. 四段、五段、六段の書類審査（昇段級審議規程運用細則第6条該当者を除く）

の形未合格者については、形の審査を行うので準備をすること。また、これに代わる研修会（平成26年度～令和元年度開催）を受講した者は、修了証（2年分）のコピーを書類審査願書に添付すること。